

こんな相談を頂いています！

R7. 10.11.12月の相談より 抜粋



*QAでは「こんな質問がきています！」という紹介をさせていただいています。
回答内容は実際に回答しているうちの、ほんの一部だけを載せています。

Q

身寄りのない利用者が突然亡くなり介護保険料や配食のお弁当代が未納で業者が困っているので何か手当はないのか教えて欲しい。

A

利用料金の徴収は難しいかと思えます。予防策として、利用料の請求頻度を高くして、未納金を少なくすること等良いかもしれません。実際にこのような対策を取っている事業所があるようです。

Q

訪問診療、訪問歯科、訪問薬局から届く居宅療養管理指導書の保管はケアマネが保存しなければいけない書類ですか。現在、紙とデータ保存をしているのですが、紙保存が膨大なので、データ保存のみにできないかと検討しています。

保存方法に関しての法令などを見つけられず、教えていただきたいです。

A

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準についての第5章雑則の中に「…書面に代えて当該書面に係る電磁的記録により行うことができる」とあります。

Q

事務所にありがたいことにケアマネが半月違いで2名、全くのケアマネ未経験者が入りました。皆さんのところで、新人さんが入られたらこれやった方がいいとかありましたらアドバイスいただけたらありがたいです。

A

知恵袋のメンバーでは、新任ケアマネの成長にあわせた研修を提案する、外部の仲間づくりを目的とした場への参加を促す、自信を持ってもらう為に良いところを褒めることを心掛ける、この仕事の楽しさを日頃から伝える、管理者がストレスを感じず大らかに対応するためには管理者自身がリフレッシュすることも大切だ、と話が出ました。

Q

要支援の利用者が訪問看護を利用開始すぐに区分変更申請をして結果が要介護であった。同月に要支援と要介護で初回加算算定できる？

A

初回加算算定要件の一連の流れを実施していれば、両方同月でも算定できます

Q

区分変更申請時は介護度が決まっていないので、介護度が確定してから、確定した介護度のサービス利用票をさかのぼって交付していますか？

A

介護度が確定していなくても、サービス提供にあたりケアマネジメントプロセスの一連の流れを踏まえて実施する必要があると思います。

ケアマネのひとり言



毎日毎日記録に追われて仕事が終わらず、ケアマネって相談援助職じゃなくて事務職なのかこんなはずじゃなかったと思っている方に朗報です！

今までは利用者様宅を訪問し、事業所に戻りパソコンや紙媒体での記入が必要で時間もかなりかかりましたが、ICT化が進み訪問中の会話を音声入力して、経過記録、モニタリング、サービス担当者会議録などをソフトで要約してくれるようになりました。

ソフトを活用するとコストはかかりますが、記録にかかる時間が短縮されて本来の援助支援業務の時間を増やすことができます。